

1958年学習指導要領の改訂過程に関する諸研究のレビュー

—特設「道徳」・社会科・特別教育活動に焦点を当てて—

The Curriculum Revision Process in 1958:

A Literature Review Focused on Moral Education, Social Studies, and Extra-curricular Activities

澤田 俊也¹⁾

Toshiya SAWADA

概要

本稿の目的は、1958年に告示された義務教育段階における学習指導要領の改訂過程について説明している諸研究を、特設「道徳」・社会科・特別教育活動に焦点を当ててレビューすることである。検討の結果、先行研究の多くが当時の政治的・経済的影響から改訂過程を説明していること、これらの研究は改訂過程における与党政府の影響力の大きさを指摘していること、一方で先行研究の中には改訂過程に携わった実体験や改訂当時に作成された資料に基づいて論じられたものがあることがわかった。先行研究のもつこれらの特徴を踏まえて、本稿は、「道徳」の特設とそれに関連する教科領域を結びつけながら、学習指導要領の改訂過程全体を実証的に検討する必要性を指摘した。

キーワード：1958年学習指導要領，改訂過程，特設「道徳」，社会科，特別教育活動

Abstract

The purpose of this paper is to review previous studies that attempted to explain the Compulsory Education curriculum revision process conducted in 1958. This paper presents findings focusing on Moral Education, Social Studies, and Extra-curricular Activities.

The findings of this paper are as follows: First, most of the prior studies explained the revision process from a political and economic perspective. Second, these studies indicated that the ruling party and the Ministry of Education had great influence over the revision process. Third, some of the previous studies based their findings on self-reports of several members of councils and officers of the Ministry of Education who participated in revision process. Due to the shortcomings of prior studies, this paper suggests a more comprehensive examination of the whole revision process and that future studies be based not only researchers' guesses but on empirical evidence.

Keywords: Course of Study in 1958, Revising Process, Moral Education, Social Studies, Extra-curricular Activities

¹⁾ 東京大学大学院 教育学研究科・共栄大学 教育学部（非常勤）

1. 課題の設定

本稿の目的は、1958年に告示された小学校と中学校の学習指導要領の改訂過程に関する諸研究を、特設「道徳」とそれに直接的に関係する教科領域に焦点を当ててレビューすることである。

学習指導要領の歴史の中で、1958年の改訂は転換点の一つとされている。転換点と評価される理由は複数あるが、1950年代の最も論争的なテーマであった「道徳」の特設（水内1985）は、1958年の学習指導要領改訂が転換点として理解される上で、特に重要な要因の一つである。戦後日本では、GHQが1945年12月31日に「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」によって修身科の停止を命じてから10余年の間、道徳教育は社会科を中心とした学校教育活動全体において実施されることになっていた。そのため、道徳教育のための独立した時間は存在しなかった。ところが、1958年の学習指導要領改訂では、学校教育活動全体における道徳教育は認められながらも、それらを補充、深化、統合するものとして「道徳」が特設された。

「道徳」の特設のみならず、これと関連する教科領域の変化もまた、1958年の学習指導要領改訂が転換点であると評価される理由の一つである。「道徳」の特設と深く関連する教科領域として、社会科と特別教育活動があげられる。

1958年改訂における社会科は、道徳教育との関係において最も大きく変化したと指摘される（岩浅1969a）。1955年改訂の社会科では、各学年の目標に道徳教育に関わるものが位置づけられていた。その一方で、1958年改訂では、社会科において社会認識の獲得が目指され、「道徳」において習慣形成と心情形成の育成が目指されるというように、役割が分けられた。これによって、道徳教育に関わる目標が、社会科から「道徳」に移された。また、戦後初期の社会科からの転換という意味では、「郷土や国土に対する愛情」「文化遺産を尊重する態度」「正しい国民的自覚」などといった国家・国民意識の育成が新たに目標の中に位置づけられた（岩浅1969a, 北2005, 黒瀬2006）。さらに、小学校の社会科では第5学年に日本の地理と産業が、第6学年に日本の歴史と政治が内容として位置づけられ、中学校の社会科では第1学年に地理的分野、第2学年に歴史的分野、第3学年に公民的分野を学ぶ「ザブトン型」カリキュラムが確立された。そのため、戦後初期の社会科に見られる統合的性格は弱められ、今日まで続く分野別かつ系統的な教科内容へと変化した（大森2001, 山根2010）。

また、「道徳」の特設によって、特別教育活動の目標や性格、内容、時数も重大な変化を受けた。1951年学習指導要領における「教科以外の活動」「特別教育活動」は道徳教育的機能を担っていたが、「道徳」の特設によって、特に「学級会」「ホームルーム」から道徳教育に関わる要素が抜き取られた。時間配当については、1951年の中学校学習指導要領では毎週2時間から5時間が特別教育活動に充てられていた。小学校の教科以外の活動には時間配当がなかったものの、1952年に文部省が示した「教科以外の活動の計画と指導」では、低学年で週1時間半、高学年で週3時間を配当することが妥当であると示唆されていた。ところが、1958年の改訂では小学校の特別教育活動に時間配当はなされず、中学校の特別教育活動は週1時間の配当とされた。この背景には、1958年3月18日の文部事務次官通達「小学校・中学校における『道徳』の実施要領について」によって、1958年4月1日から1958年学習指導要領が告示されるまでの間、「教科以外の活動」と「特別教育活動」の時数の一部が特設「道徳」にあてられたことがあると指摘されている（宮坂1959）。加えて、1951年の学習指導要領における教科以外の活動と特別教育活動の内容は一例を示されるに留まっていたが、1958年の改訂では「児童会活動、学級会活動、クラブ活動など」と明確化が図られた。さらに、1951年の「教科以外の活動」と「特別教育活動」では児童生徒による主体的な学校参加が期待されていたり、民主主義に関わる文言が積極的に用いられていたに對して、1958年の改訂では学校参加や民主主義についての文言は削除され、学校や教師の計画・指導の下で行う活動へと転換した。

このように、「道徳」の特設とそれに深く関連する社会科・特別教育活動の変容によって、1958年の学習指導要領は、それ以前のものと比較して大きな転換を遂げたと言える。そして、大きな転換点であったがゆえに、改訂直後から現在に至るまで、1958年改訂のもつ教育学的意味について様々な議論を呼び起こして

きた。

ただし、教育学的意味に着目しすぎるあまりに、1958年学習指導要領の具体的な改訂作業については、簡単な説明にとどまる先行研究が多い。すなわち、①当時の文部大臣である松永東が1957年度教育課程審議会（以下、57年度教課審）に対して諮問、②57年度教課審が1958年3月15日に答申を提出、③57年度教課審が示した基本方針を受けて初等中等教育局長の諮問機関である教材等調査研究会が具体的な内容を検討、④1958年10月1日に告示²⁾という流れである。しかしながら、具体的な改訂過程を説明するためには、改訂の節目に触れるだけで十分とは言えない。その一方で、後に整理するように、いかに改訂作業が進められたのかについて、より踏み込んだ論考も存在する。ところが、これらの先行研究は整理されておらず、その到達点は必ずしも明らかにされていない。

そこで、本稿では、1958年に告示された小学校と中学校の学習指導要領における特設「道徳」と社会科、特別教育活動の改訂過程について触れている諸研究を整理・検討することによって、先行研究のもつ特徴と課題を明らかにする³⁾。なお、レビューにあたって、具体的な改訂作業の過程について述べている先行研究については、浪本（1991, 1993）を参考に⁴⁾、①審議機関への諮問へ向けた準備、②審議機関における審議、③審議機関の答申を受けた学習指導要領の作成の三つの過程を視点としながら整理する。

本稿は、以下の通りに論を進める。第1章では、本稿で取り組む課題を設定した。第2章では、1958年の学習指導要領改訂全体について論じる先行研究を整理する。第3章では特設「道徳」の成立過程について、第4章では社会科の改訂過程について、第5章では特別教育活動の改訂過程について、第6章ではまとめと今後の課題について述べる。

2. 1958年学習指導要領全体の改訂過程に関する研究動向

1958年学習指導要領全体の改訂過程について述べる研究は、当時の政治的・経済的影響から説明を試みるものが多い。

まず、政治的影響から1958年学習指導要領全体の改訂過程を説明する先行研究として、大槻ほか（1958）、古川ほか（1958）、大槻（1959）、春田（1964）、大槻（1966）、稲垣（1971b）、山崎（1986）、熊谷（1994）、齋藤（1995）、平原（1995）、長尾（1996）、金馬（2018）といった多くの研究が挙げられる。これらの先行研究は、1950年代の国内外の政治動向と一連の教育政策を結びつけて論じる傾向がある。すなわち、冷戦構造の緊迫化を背景として1951年5月1日に出されたリッジウェイ声明（稲垣1971b、熊谷1994、長尾1996、金馬2018）やサンフランシスコ講和条約の締結に伴う独立国家の回復と国際連合への加入（平原1995、山崎2018）といった政治情勢を背景として、保守政権は戦後教育改革からの転換を試みた。そのために、保守政権は、「偏向教育」⁵⁾の批判、「教育二法」⁶⁾の制定、教育委員会制度の改革⁷⁾、勤務評定の実施といった施策を展開した。そして1958年の学習指導要領改訂もこうした系譜に位置づけられる（大槻ほか1958、稲垣1971b、山崎1986、長尾1996、金馬2018）ため、改訂過程においても政治的文脈が大いに影響を与えたであろうという解釈である。

また、経済的影響から1958年学習指導要領全体の改訂過程を説明する先行研究として、古川ほか（1958）、大槻（1959）、大槻（1966）、稲垣（1971b）、熊谷（1994）、齋藤（1995）、山口（2000）、野崎（2006）がある。一瞥して明らかのように、経済的影響から改訂過程を説明する先行研究は、先に述べた政治的影響も重視するものが多い。これらの研究は、経済成長を至上命題とする日本経営者団体連盟（日経連）や経済団体連合会（経団連）といった経済団体から提出された一連の要望⁸⁾に対応するかたちで、1958年学習指導要領の改訂作業が進められたと主張している。加えて、野崎は、戦後新教育における子ども中心主義的な教育実践がもたらした子どもの学力低下を経済界が問題視していたことから、基礎学力を向上させるために1958年改訂が行われたと説明している。

さらに、学習指導要領全体の改訂過程を政治的・経済的影響から説明する先行研究には、与党と文部省の主導性を主張するものが少なくない(春田1964, 稲垣1971a)。その根拠として、57年度教課審や教材等調査研究会といった諮問機関への諮問前に文部省が政策の基本方針や具体案をほぼ完成させていたこと、文部大臣による57年度教課審の発足に向けた委員の交代や文部省による審議スケジュールの操作によって審議機関は文部省の下請け機関となり、文部省が事前に作成した政策案を追認したことが指摘されている(稲垣1971a, 水内1985, 大脇1989)。ただし、これらの研究は、文部省内における事前準備と審議機関における審議、審議機関の答申を受けて進められた改訂作業の過程を検討しておらず、諮問内容と改訂後の学習指導要領の類似性を根拠として主張している。

さらに、特に政治的影響や与党・文部省の主導性を主張する研究は、与党と文部省を一枚岩的關係として把握している点で特徴的である。しかしながら、57年度教課審の下請機関化を指摘した大脇(1989)が述べているように、「教育政策研究においては、『政府・与党(文部省・自民党)』という表現が一般的に用いられ、両者の一体的關係が強調されてきた」が、「教育政策研究のダイナミクスに注目するならば、両者の協力、相互補完關係の内実や葛藤、調整の実態を分析することが必要となる」(p.165)。つまり、1958年学習指導要領の改訂過程をより詳細に説明するためには、与党と文部省の間の政官關係がどのようなものであったかを論じる必要がある。

改訂過程における政官關係に関する先行研究は、与党と文部省のどちらが主導権を握っていたかという点で意見の相違が見られる。与党の優位を主張する先行研究には、古川ほか(1958)、パーク(1983)、山崎(1986)、齋藤(1995)がある。山崎は、1958年改訂の政官關係について、「自民党と、その意に忠実な文部省」(山崎1986, p.32)というように政党優位を主張し、古川ほかもまた1950年代の教育課程政策は「独占資本、政党、軍部の教育要求と、これを下請し、教育実施しようという文部官僚」(古川ほか1958, p.107)という構図のもとで成立してきたと論じている。また、パークは「表向きは役所の訓令・通達であっても、実際には党側のイニシアティブで政策が立てられ、文部省がそれに追従して立法・行政措置をとるというケースは少なくな」く、文教部会は「文部省の政策審議に“参加”し、省が立案したすべての政策案に対し、審査・承認権をもっている」(パーク1983, pp.50-53)と政党優位を主張している。加えて齋藤は、与野党による国会審議の機能を重視している。その一方で、文部省の優位を主張する先行研究には、熊谷(1976)とショッパ(2005)が挙げられる。熊谷は、「教育の理念、内容、活動に関するもの」、たとえば「教育課程の改訂や教科書検定」といったものは、「立法化させる政策として国会審議の場で問題になるよりも」「行政決定に属する段階で対決的な様相がしばしばあらわれている」(熊谷, 1976, p.114)と論じている。また、ショッパは、「それ(1970年代半ば-筆者注)までは、自民党は文部省が組合に断固として対抗している限り、甘んじて文部省に予算編成や教育課程、そしてその他の政策を任せていた」(ショッパ, 2005, p.54)ことに加えて、「学習指導要領を含む教育政策のすべては、文部省の命令以外の何ものでもなく……これらを見直す過程は純粹に文部省内部の事柄である」(ショッパ, 2005, p.91)と主張している。しかしながら、いずれの立場に立つ研究も、明確な根拠を示しながら論じられているというわけではないという課題がある。

3. 特設「道徳」の成立過程に関する研究動向

特設「道徳」の成立過程について説明する先行研究も、政治的・経済的文脈から説明するものが多い。政治的影響から説明する先行研究には、森(1958)、勝田(1959)、上田(1960)、佐藤(1963)、春田(1964)、村田(1965)、大槻(1966)、小森・西川・南沢(1967)、岩浅(1969b)、平原(1972)、上田(1977)、間瀬(1989)、熊谷(1994)、岩本(2012)、修(2015)、木村(2015)、修(2016)が挙げられる。これらの先行研究は、1958年改訂全体の改訂過程を説明した研究と同じく、当時の冷戦構造や日本の独立回復といった国内外の政治動向および一連の保守政策を「道徳」の特設の根拠としている。さらに、こうした研究は、天野

貞祐を始めとした1950年代の文部大臣が道德教育のための教科設置といった戦後教育改革の見直しを図る道德教育政策を志向していたことを指摘しつつ、与党と文部省は「道德」の特設によって戦後教育改革における道德教育の性格を転換することを達成したと説明している。また、当時の経済的影響からも特設「道德」の成立過程が説明されている。すなわち、従順な労働力を育成するために、経済界もまた道德教育政策の強化を望んでいたという指摘である（熊谷1994）。当時の政治的・経済的影響から「道德」の特設の成立過程を説明するこれらの先行研究の姿勢は、「わたしたちはまず、道德の問題を大きな社会的背景のなかで、政治や経済の全体的な文脈のなかにおいて考察するという手続きをとっておかねばならない」（村田1965, p.60）という表現に端的に表れている。

また、特設「道德」の成立過程においても、与党と文部省の主導性が指摘されている（森1958, 勝田1959）。より具体的に成立過程を説明する先行研究は、文部省が「道德」の特設という具体案を57年度教課審と教材等調査研究会の審議機関に示したこと、審議機関が短期間のうちに結論を出していること、諮問内容と審議機関の結論の間で一致する点が多いことなどから、文部省による審議機関への影響力を指摘している（船山1960, 船山1963, 春田1964, 船山1981, 水内1985, 生野2009）。

ただし、特設「道德」の成立過程において与党と文部省のどちらが優位であったのかについては、意見が分かれている。与党の優位性を主張する研究には、山崎（1986）や上田（1977）がある。山崎は、「道德」の特設と学習指導要領の最低基準化は「自民党にとって望ましい“人づくり”を推進するため」（p.36）のものであったとする。また、上田（1977）は、「（保守党が－筆者注）体制の維持にける執念は道德教科へのあくことなき要求となって、くり返しくり返し立ち現れ」（p.308）、「保守党の攻勢は……道德教科特立の実現をはかろうとする」ものであったことから、「道德」が特設されたと主張している。その一方で、上田（1960）は、特設「道德」の成立過程において、「事実上その全体を強引に動かしているものは、あくまで文部省の官僚、とくに首脳者である」（p.60）と述べている。

以上の先行研究は、先に示した村田（1965）の表現にもあるように、政治的・経済的影響を自明視している傾向があるが、その見方ゆえに改訂過程について実証的な検討がされているとは言えない。ただし、こうした課題を乗り越え得る研究も存在する。一つは当時の改訂過程に関わった者が体験談として残しているものであり、もう一つは改訂作業の過程において作成された資料を検討しているものである。

改訂作業の体験談を記している先行研究には、小杉（1958）と稲富（1958）がある。これらの研究は、審議機関への諮問に至るまでの事前準備、審議機関における審議、審議機関の答申を受けた学習指導要領の作成におけるそれぞれの経緯を比較的詳細に説明している点で参考になる。

小杉（1958）は、視学官として改訂作業の携わった体験から、特設「道德」の成立過程を説明している。まず、事前準備の段階では、1956年度教育課程審議会（以下、56年度教課審）における審議と文部省内における研究協議について、次のように説明している。56年度教課審では道德教育政策のあり方について意見が分かれたが、教科の設置については保留とすることで一致した。1957年2月に56年度教課審は閉会となり、その後に文部省内で検討が進められたところ、道德教育の構想試案として、学級会とホームルームを用いた「生活指導」（仮称）が6月上旬にまとめられた。さらに、9月から開催された57年度教課審への諮問のために「生活指導（仮称）」をもとにして研究が重ねられ、9月下旬に具体案が完成した。続く審議機関での審議では、57年度教課審と教材等調査研究会における議論について触れられている。57年度教課審については、初等・中等両分科審議会において道德教育が優先的に議論され、第7回両分科会で「道德」の特設が決定されたことなどが記されている。また、教材等調査研究会については、道德小委員会および特設「道德」の目標や内容、指導方法、指導計画について審議するための特別委員会の開催状況が紹介されるとともに、道德小委員会において小学校と中学校の「道德」実施要領案が作成されたと説明している。最後に、答申を受けた学習指導要領の作成段階では、「道德」実施要領に基づいて「学習指導要領道德編」と「道德指導書」が作られたという。

次に、稲富（1958）は、57年度教課審の初等教育教育課程分科審議会の委員と教材等調査研究会道德小

委員会の会長を勤めた自身の経験から、審議機関における審議と学習指導要領の作成のそれぞれの過程について説明している。稲富によれば、57年度教課審における審議は極めて活発であり、教科ではない道德教育のための時間を設置することは委員の間では異論がなかったという。教材等調査研究会では、12月3日の第1回の会合における会長の就任にあたり、政治から独立して道德教育の目標と内容について審議する旨を述べたという。実際の審議では委員から多岐にわたる意見が噴出したため、様々な意見の共通点を見出すかたちで審議が進行した。その過程で、特設「道德」の目標については順序や表現が吟味され、内容については取舍選択が繰り返されるとともに、徳目の列挙ではなく文章表現によって示されることが決まった。その後の指導方法などについての審議を経て、答申案および「小学校・中学校における『道德』の実施要領について」が作成・公表されたが、その後間もなく指導書の原案作成に取りかかり、7月17日にその任務を完了したと振り返る。

また、当時の改訂に関わる資料を検討している研究は、57年度教課審の議事録を分析したものと文部省内の資料を分析したものとに分けられる。57年度教課審の議事録を分析した先行研究としては、押谷(2001)、山田(2001)、山田(2002)、高橋(2015)、佟(2016)が挙げられる。このうち、高橋は、原子力委員会所属の委員の存在とそうした委員の発言から「道德」の特設の背景には経済的影響があったと主張しているが、そうした委員が実際にどれほどの発言力をもって57年度教課審の審議に関わっていたのかについては検討しておらず、あくまで「道德」の特設の背景を説明するものであるという点で課題がある。そのため、以下では、審議の過程についてより踏み込んでいる押谷(2001)、山田(2001)、山田(2002)、佟(2016)を取り上げる。

まず、押谷(2001)は、57年度教課審の議事録の分析から、審議会の自律性や独自性を指摘している。押谷は、全体の審議時間が限られている中で道德教育は比較的多くの時間を割いて審議されており、文部省による論点整理はなされているものの、道德教育の目標や内容、指導方法について自由に意見交換されていたと論じている。また、自律的に運営されていた57年度教課審において、日常生活とのつながりを意識した指導方法のあり方や、教科ではなく時間の特設として「道德」が議論されていたことの重要性を指摘している。

佟(2016)もまた、押谷の研究と同様に、57年度教課審の自律性や独自性を積極的に捉えている。佟は、特設「道德」が教科とはならなかった理由として、57年度教課審の委員の決定が最も寄与していたと評価している。

次に、山田による一連の研究(2001, 2002)について整理する。山田(2001)は、第3回教育課程審議会初・中合同会における審議に焦点を当て、特設「道德」の指導目標と指導法については文部省案と57年度教課審の作成した基本要綱がほとんど一致していること、57年度教課審では文部省案に「やや肉付け・修正」(p.150)がなされたこと、第2回の審議では特設時間の位置づけについて「明確な判断が表面上は下されていなかった」(p.152)ことを指摘している。続く山田(2002)では、第4回教育課程審議会初・中合同会における審議を主な分析の対象としている。そこでは、教科ではなく時間を特設するという位置づけを含めた道德教育政策の方針が大島文義視学官から示された後、57年度教課審で十分な審議が行われないままに時間特設が承認されていることから、文部省の主導性を指摘している。また、時間特設という位置づけについては、「この機会に道德教育のための時間をまず何としても設けておくべきだとする考え、道德教育を行うこと自体は異存ないがこうした動きがかつての修身科の復活への布石となることを懸念する考え、従来の社会科を中心とした学校教育全体を通して道德教育は今後もなされて行くことが妥当だとする考え、生活指導を通して道德教育はなされていくべきであるということを強調する考え、『道德教育の徹底』を図る文部省側の働きかけには疑念しか持てない考え、など様々な考え方が相互に影響を及ぼしあった所産である」(p.316)と論じている。山田による二つの研究を端的にまとめるならば、文部省が57年度教課審における審議を主導していた側面が見られるものの、57年度教課審は文部省の提示案に若干の修正を加えたり、57年度教課審での議論によって「道德」の位置づけが決定されたりしているため、57年度教課審が特設「道德」の具体案の作成に一定程度貢献したと評価している。

一方で、文部省内の資料を分析した先行研究には、山田（2003）と佟（2016）がある。山田（2003）は、57年度教課審の自律性と具体案作成への貢献を重視する押谷（2001）と山田（2001）の研究をライバル・セオリーとして位置づけた上で、57年度教課審への諮問直前に文部省内で作成された資料を検討している。そして、57年度教課審への諮問前に文部省内において具体案が作成されていたことから、57年度教課審が自律的な議論を展開したり、具体案作成に寄与したりしていたとは言い切れないと主張している。さらに、山田は、「道徳」が教科とはならなかった理由としては、教育職員免許法改正の法的課題と他教科領域との関係や道徳教育の裁量性、評価や教科書整備といった教育課程上の問題があったと指摘している。

また、佟（2016）は、先に整理した通りに特設「道徳」が教科とはならなかった最大の要因として57年度教課審での決定を重視しつつも、山田（2003）と同じ文部省内の資料を用いつつ同様の主張をしている。さらに、他の要因として、教科設置への批判に配慮した文部省が回避したこと、教科書などの条件整備によって文部省が目指す1958年4月からの実施に間に合わなくなることへの配慮があったということを示唆しているが、これらは必ずしも文部省内の資料に基づいた指摘ではない⁹⁾。

以上の研究を整理すると、特設「道徳」の成立過程を実体験に基づいて述べたり、当時の資料を検討することで論じたりする研究が少なくない。しかしながら、それぞれの研究が説明する特設「道徳」の成立過程の間には大きな差異があることがわかる。当時の体験談については、当時の改訂過程の実情を知る上で貴重なものではあるが、その確かさを検証するために、文部省内の資料や審議機関の議事録といった一次資料を分析することが必要である。ただし、山田（2003）の研究が示しているように、審議機関の議事録の分析を行う際、審議過程における審議機関の自律性や独自性、文部省の主導性については慎重な評価が必要となる。このことは、審議機関における審議過程についての実証的な研究はいくつか見られるものの、文部省内における事前準備と答申後の学習指導要領の作成作業についての研究の数は相対的に少ないという課題に起因しているように思われる。さらに、山田（2003）は文部省内の資料を用いているものの、その資料は諮問直前までに文部省内である程度決定された具体案が記された資料である。より詳細に文部省内における事前準備の過程について説明するためには、どのような省内論議を経て具体案が形成されていったのかを明らかにすることが求められる。その際には、多くの先行研究が関心を寄せている特設「道徳」の目的や内容、指導方法、さらにはなぜ特設「道徳」は教科にならなかったのかという位置づけの問題に焦点を当てて取り組む必要があるだろう。

4. 社会科の改訂過程に関する研究動向

社会科の内容面での変化は「道徳」の特設と深く関連していることを先に整理したが、社会科の改訂過程に関する多くの先行研究もまた、特設「道徳」の成立過程と同じく政治的影響や経済的影響によって説明する。政治的影響によって社会科の改訂過程を説明する研究には、大槻（1961）、岩浅（1969a・b）、堀尾（1978）、山根（2010）、木村（2015）が挙げられる。例えば岩浅（1969b）は、社会科は国内外の政治対立や経済成長を志向する経済団体からの要求に巻き込まれ、戦前のイデオロギーに基づく道徳教育・地理教育・歴史教育を志向する保守勢力の支配が、戦後新教育の実践に戸惑う教育現場の雰囲気を利用して系統的な内容へと改訂したと説明している。一方で堀尾（1978）は、1958年の社会科改訂では、政府公認の保守的イデオロギーを教育内容に盛り込むことよりも、敵対勢力による「偏向教育」を締め出すことがねらわれたと説明している。いずれにせよ、これらの研究は、当時の政治的・経済的影響によって社会科の改訂過程を説明する点で一致している。

社会科の改訂過程を政治的・経済的影響から説明する見方が大勢を占めているが、これらの要因がどの程度影響を与えたのかについては意見が分かれている。大槻（1961）は、「道徳教育や地理・歴史教育が、現場の研究、実践の結果として登場してくるのではなく、つねに文部大臣の側から発想されて、それを正当化

する形で教育課程審議会の決定や、文部省の通達がみられる。これは、それらの内容を教育的に検討する余地のない、権力の側からの要求のあらわれにすぎず、その意味で社会科の内容に対する積極的な反動攻勢だと論断しても、けっして言いすぎではない」(p.247)というように、社会科の内容にまで政治的意図が貫徹されていると論じている。対して、梅根(1959)は、保守勢力による社会科の性格の転換を指摘しつつ、改訂後の社会科の中の戦争についての記述が保守政党の戦争解釈と必ずしも一致しないことから、改訂過程において具体的な内容の検討を担ったとされる教材等調査研究会は「それほどには非常識でも迎合的でもなかった」(p.11)としている。しかし、いずれの研究も、改訂後の内容についての検討から、改訂過程における政治的影響力の大きさを推論しているという点で課題がある。

その一方で、社会科の改訂に携わった立場から改訂過程を説明しているのが、小林(1958)と鳥巢(1958)である。小林は、小学校社会科の改訂過程全体を以下のように振り返る。56年度教課審では低学年の社会と理科を統合して「生活科」を新設することが問題となったが、これらの教科は存置し、実際の運営において統合することを認めるという意見が大勢であった。続く57年度教課審では、特に3年生以下の学年における特設「道徳」と社会科の関係性が問題になった。具体的には、低学年における「道徳」の特設に懐疑的な意見、道徳教育と社会科と理科を総合して「生活」という特設時間を設けるという意見、低学年でも「道徳」を特設した上で実際の指導を総合的に行うという意見などが出されたという。審議の結果、低学年における社会科の必要性が再確認された。また、中学年における郷土の取扱い方や高学年における地理教育・歴史教育の問題も検討され、社会科についての基本方針が決定されたという。この基本方針を受けて、教材等調査研究会では具体的な内容が検討された。そこでは、社会科は「(昭和-筆者注)30年に一回改訂が行われており、その後まだ日も浅く、現場の指導計画もようやくその緒についたばかり」であること、1958年の改訂は「社会科教育の内部的必然性から生じてきたというよりも、小学校の教育課程を、道徳教育の充実、基礎学力の充実、学習内容の精選、小・中学校の一貫等の方針から再検討するとか、あるいはまた社会科に微妙な影響を与える道徳という時間が特設され、教科の配当時間も改まった等の条件から規制されてきた改訂である」こと、57年度教課審で示された4つの要望事項¹⁰⁾のうちには1955年改訂で考慮されたものが含まれていることから、「現場の実践をみて、明らかに不備な点、早急に改善を必要とする点など、最小限の改訂にとどめ、現場の指導計画にまた大きな手直しを必要とすることは、できるだけ避けたい」(小林, 1958, pp.65-66)ということが目指されていた。一方で、社会科に割り振られた時数は大幅に減らされたために内容を精選する必要性が生じたが、①社会科は民主主義の育成という点で重要な教育的役割を担っていること、②小学校段階では中学校のような分野別の学習を行わないこと、③単元学習の本質的意義をあくまでも生かすこと、④道徳教育における社会科の基本的立場をはっきり確認すること、といった諸点を考慮しつつ、社会科の内容が作成されたという。

また、鳥巢(1958)は、中学校社会科の内容が議論された教材等調査研究会中学校社会小委員会の審議経過を詳細に説明している。第1回の会合で改訂作業と運営日程について説明された後、第2回と第3回の会合では自由討議が行われた。その理由は、57年度教課審の基本方針が固まるのを待つためと、小委員会の委員が社会科に対してもっている共通理解を確認するためであった。自由審議では社会科の基本的性格についての文部省の見解が委員から問われたが、文部省としては1955年改訂の第5次中間発表の際に示した方針¹¹⁾が基本的な立場であると回答したという。第4回から第9回の会合では、57年度教課審が決定した基本方針について審議された。例えば、分野別学習と内容の学年別活動については1年生で地理的分野、2年生で歴史的分野、3年生で政治・経済・社会的分野を学習することが決定された。また、歴史学習のあり方については、国民的自覚は歴史学習だけに限定されないのではないかという委員からの質問に対して、文部省は57年度教課審が階級的対立感を煽るような実践に対して反省を促そうとしたものであると理解していると答弁した。さらに、社会科と道徳教育の関係については委員からの説明に対して文部省が説明することで、「『学校における道徳教育において、社会科は、社会に関する正しい理解を得させることによって、道徳的判断力の基礎を養い、望ましい態度や心情の裏づけをしていくという点で、重要な任務を担当している。

特に、社会科における指導によって育成された道徳的判断力が、道徳の時間において、生徒ひとりびとりの内面的自覚として深められ、これがふたたび社会科の学習にも具体的に生かされるようになることが大切である』との共通理解に達した」(p.18)。第10回と第11回の会合では社会科の目標が審議され成案を得るとともに、第11回では地理、歴史、政治・経済・社会の分野別分科会が構成され、それぞれの分科会において各学年の目標や内容、指導上の留意点についての具体案が作成された。

小林(1958)と鳥巢(1958)の説明は、57年度教課審や教材等調査研究会といった審議機関における審議過程および学習指導要領原案の作成の経過を知ることができる点で有益である。その一方で、審議機関への諮問に至るまでの準備の過程、具体的には文部省内における具体案の形成過程にはそれほど触れられていない。また、あくまで体験談として記されたものであるため、可能な限り一次資料に基づいた検証が必要であろう。しかしながら、1958年学習指導要領の社会科の改訂過程に関する実証的な研究は、管見の限り存在しないという点で課題がある。

5. 特別教育活動の改訂過程に関する研究動向

特別教育活動の改訂過程を説明する先行研究においても、先に整理した特設「道徳」や社会科と同様に、政治的・経済的影響を指摘するものがある。1958年改訂の特別教育活動は小学校と中学校ともに学校や教師の指導性が強化されたが、森部(1991)と鬼頭(2007)はその理由を、1950年代における国内外の政治情勢や一連の保守的教育政策、経済成長に必要な人材の育成に求めている。また、1958年改訂で特設「道徳」や学校行事等が新設されたことによって特別教育活動の内容が決定されたり(磯田1971)、時数が配当されなかったりした(宮坂1975)というように、他教科領域の改訂を受けて特別教育活動が変化したという説明もある。

その一方で、1958年改訂における特別教育活動の変化を、教育的理由から説明する先行研究が存在する。1951年小学校学習指導要領の「教科以外の活動」に代わり、1958年改訂では「特別教育活動」と「学校行事等」が新設された理由について、佐々木(1993)は「児童を全人的に育成しようとする視点にたち、教育的価値の高いものを教育課程に位置づけようとする配慮からであった」(p.23)と説明している。また、海後(1958)は、小学校の低学年で特別教育活動を実施することが困難であるため、小学校の特別教育活動への時間配当が見送られたのではないかと推論している。しかしながら、以上の研究のいずれも、改訂後の学習指導要領の内容分析をもとに改訂の経緯を推論している点で課題がある。

また、奥田(1958)と林部(1958)は、初等教育課の課長補佐として実際の改訂過程に携わったという立場から、特別教育活動の改訂過程を教育的理由から説明している。奥田は、小学校の特別教育活動や学校行事等に充てる授業時数が定められていないことについて、「これらの教育活動は、本来その特性からして、授業時間を全国的基準をもって割り振っておくべきものではなく、地域や学校の実態に即応して、当然相違があるべきものであって、そのような考えのもとにその基準時数を示していない」(pp.62-63)と説明している。

さらに、林部(1958)は、諮問前の文部省内における検討から改訂学習指導要領の作成に至るまでの小学校特別教育活動の改訂過程を、以下のように説明している。まず、諮問前の文部省では、1954年4月には教育課程の実施状況調査、1955年度以降には数回にわたって全国都道府県指導部課長会議および教科別指導主事連絡協議会を実施し、教育現場における教科以外の活動の問題点を確認した。そこでは、学年・学校段階を考慮した教科以外の活動の指導領域・目標・内容・方法・時間配当等の明確化、生活指導や道徳教育との関係性、学校行事や学校給食などの位置づけなどが問題となったという。また、56年度教課審では、教科以外の活動の領域や種類、内容を児童の発達段階や他教科との関連を考慮しながら整理して必要な内容には時間配当するという意見が強かったものの、一部の委員からはそのようにすることで教科以外の活動の

意義が失われ、形式化を招くおそれがあるという反対意見が出された。続く57年度教課審の詳細な審議過程についてはそれほど記されていないが、特別教育活動への時間配当は特別教育活動の性格と各学校の実情等から見送られたという。その後、57年度教課審で示された基本方針に基づいて教材等調査研究会が具体的な目標や内容、指導計画の作成ならびに指導上の留意事項を審議・決定した。

実際の体験に基づいた論考、特に林部(1958)は、当事者としての視点から、他の先行研究よりも改訂の経緯が詳しく記されている点で有益であるが、なぜ1958年改訂の特別教育活動では教師の指導性が強められたのかという問いには答えられていない。さらに、結局のところ、諮問前の文部省における原案の作成過程、審議機関における審議過程、審議の結果を受けた改訂学習指導要領の作成過程についてはそれほど詳しく説明されていないという課題がある。そのため、林部の主張する教育的理由がどれほどの説得力をもつものなのかについては、検討の余地があると言えるだろう。

6. まとめ

ここまで、1958年に告示された小学校と中学校の学習指導要領における特設「道徳」と社会科、特別教育活動の改訂過程について説明している諸研究を整理・検討してきた。この作業を通じて、以下の点を先行研究の特徴として指摘できる。第一に、先行研究の多くが、改訂当時の政治的・経済的影響から改訂過程を説明している点である。第二に、政治的・経済的影響を重視する先行研究には、改訂過程における与党政府の影響力の大きさを指摘しているものが多い点である。第三に、先行研究の中には、改訂作業に関わった実体験や改訂当時に作成された資料に基づいて論じられたものがある点である。実体験に基づいて論じる先行研究は、審議機関への諮問に向けた文部省内での検討、57年度教課審と教材等調査研究会における審議、審議の結果を受けた学習指導要領の作成の経過について説明している。また、当時の資料に基づいて論じる先行研究は特設「道徳」の成立過程に関するものであるが、諮問に向けた準備段階において文部省内で作成された道徳教育政策案や57年度教課審の議事録を検討している。

ところが、先行研究には課題も見られる。まず、多くの先行研究が政治的・経済的要因から改訂過程を説明しているが、そうした要因が実際の改訂作業にいかに関与したのかは推論によるところが大きい。加えて、先行研究の多くは与党政府の影響の大きさを指摘しているが、こうした研究は両者の関係を一枚岩として捉えているために、具体的な政官関係にまで踏み込んで説明していない。一部の先行研究は改訂過程における政官関係を比較的詳細に説明しているが、与党と文部省のどちらが主導権を握っていたのかについては先行研究の間で意見が対立している。これらの先行研究は、いずれの主張も根拠をもって論じられていない点で限界がある。

また、改訂作業の当事者としての説明や、文部省内で作成された具体案あるいは57年度教課審の議事録を分析対象とした先行研究は、一定の根拠を示しつつ論じられている点で参考になるが、課題がないというわけではない。まず、実体験に基づく説明は、改訂作業に関わった者の目線で説明されているものであるため、その説明の確かさを可能な限り一次資料によって検証する必要がある。さらに、こうした先行研究は、文部省や審議機関において改訂作業が進められた経過を説明してはいるものの、改訂作業において様々な意見が出されながらも、最終的に改訂された内容になぜ落ち着いたのか、また教科領域間の関係性がどのようにして決定されたのかについては、あまり論じられていない。

この指摘は、文部省内で作成された具体案や57年度教課審の議事録を分析対象として特設「道徳」の成立過程を明らかにしようとする先行研究にも当てはまる。すなわち、57年度教課審へ諮問する基本方針と具体案が文部省内においていかに検討・作成されたのか、さらに特設「道徳」と他の教科領域の関係性がいかに議論されながら改訂作業が進められたのかについてはそれほど触れられていない。

これらの課題を乗り越えるためには、できる限り一次資料に基づきながら、審議機関への諮問に向けた準

備段階から審議の結果を受けた改訂学習指導要領の作成段階に至るまでの改訂過程全体を検討することが必要である。さらに、「道徳」の特設とそれに関連する教科領域の改訂過程を結びつけながら包括的に検討することによって、1958年の学習指導要領改訂の全体像を示唆することができるだけでなく、それぞれの教科領域の改訂過程における共通点や相違点、さらにはそうした異なりがそれぞれの教科領域においていかなる意味をもつのかについて明らかにすることも期待できる。そのためには、主に以下の二つの点を今後の検討課題として指摘できる。

まず、審議機関への諮問に至るまでに文部省内において改訂方針および具体案がかたちづくられていく過程を解明することが特に重要であると考えられる。なぜならば、先行研究の指摘するように審議機関における審議よりも文部省内での事前準備の影響が大きいならば、学習指導要領の改訂過程全体の中でも文部省内においていかに検討されたのかが重要になるからである。さらに、文部省内での議論を分析した上で、改めて審議機関における審議の過程を検討することによって、審議機関にどのくらいの自律性や独自性が担保されていたのかという文部省と審議機関の関係性を示唆することができる。

加えて、当時の政治的・経済的要因がどの程度改訂過程に影響を及ぼしたのか、すなわち与党や経済団体と文部省のどちらが改訂過程において主導権を握っていたのかを明らかにすることが求められる。政治的影響については、改訂過程における与党と文部省の間の政官関係を明らかにする必要がある。また、経済的影響については、与党政治家を介して文部省が経済団体からの要求を受け取るルートと、文部省が経済団体から直接に要望を受け取るルートがありうる。前者については政官関係の視点から明らかにすることが可能であり、後者については文部省内における改訂作業の分析を通して、文部官僚が経済団体からの要求を踏まえて改訂の基本方針や具体案を作成していたのかを検討する必要がある。

注

- 1) 東京大学大学院博士課程・共栄大学教育学部（非常勤）
- 2) 道徳編のみ1958年8月28日に告示された。
- 3) なお、1958年の学習指導要領改訂は、文部省告示として「官報」で公示されたことで、法的拘束力を有するという行政解釈が強化・明確化された。そのため、1958年学習指導要領のもつ制度的位置づけもまた、1958年の改訂が転換点として評価される要因である。しかしながら、なぜ告示という形式が採用されたのかについて論じている先行研究は、管見の限り見当たらなかったため、本稿では直接扱わない。
- 4) 浪本（1991, 1993）は、学習指導要領の改訂過程について、①文部大臣が教育課程審議会に諮問、②教育課程審議会は審議を経て文部大臣に答申を提出、③答申を受けた文部省が外部からの協力を得ながら教科調査官を中心に学習指導要領を作成、の三つの段階からなると説明する。
- 5) 当時の代表的な事件には、「山口日記事件」や「京都旭丘中学校事件」がある。
- 6) 具体的には、「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」と「教育公務員特例法の一部を改正する法律」である。いずれの法律も、1954年6月3日に公布された。
- 7) 1948年7月15日に公布・施行された「教育委員会法」が1956年9月30日に廃止され、1956年6月30日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布された。
- 8) 1950年代における経済団体からの要求については、平原（1978）を参照されたい。
- 9) なお、佟（2016）以外にも、教科設置への批判に配慮した事前回避と条件整備に伴う時間的制約を指摘する先行研究がある。前者については飯田（1979）が、後者については吉村（1958）と船山（1960, 1981）が挙げられる。
- 10) 1957年11月16日に、57年度教課審が社会科に関する意向をまとめた。そこでは、「社会科は従来通り存置するが、その目標、内容については、道徳指導、生活指導などとの関連を考慮し、学年の発達段階に即して、発展的効果的な指導が行われるよう再検討を加えること」「低学年の内容は、特設時間にお

ける道徳指導, 生活指導との関連をじゅうぶん考慮し, 社会科の取扱い方については細心のくふうを要する」「中学年は, 高学年への移行的段階として, 児童の発達段階および社会科の全体構造の上からみて再検討を加えること」「高学年においては, 地理・歴史について基礎的な理解を得させるため内容, 方法を再検討すること」の四つの方針がまとめられた。

- 11) 具体的には, 「社会科の基本的ねらいはなんら変わったことはありません。地理や歴史や公民に分けないで組織することが, 社会科の最も重要な性格とも考えていないし, 社会科というものは討議とか面接とか見学とかその他の学習活動の形式にその特性が見いだされるものだとも考えていない。社会科は, どこまでも社会科学に関係のある内容や考え方を教育的見地から選択, 組織し, それを通じて個性豊かで民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を養うことを独自の使命としている教科であり, この教科で歴史教育・地理教育・公民(政治・経済・社会)教育はじゅうぶんに果さなければならない。また道徳教育については, 社会科は重要な使命をもっている。こういうようなことは, これまでと同じく, これからも一貫している点であります。」という説明が文部省の見解であると明らかにされたという。

引用文献・参考文献

- 飯田芳郎, 「道徳」の時間の是非論／その1, 『教育学講座16 新しい道徳教育の探究』, 学習研究社, 1979, pp.240-253
- 稲垣忠彦, “第7章 1958年の学習指導要領の改訂”, 『教育課程 総論』, 肥田野直・稲垣忠彦編, 東京大学出版会, 1971a, pp.323-366 (戦後日本の教育改革6)
- 稲垣忠彦, “第8章 学習指導要領の内容的検討(1) —教科領域における変化とその特質—”, 『教育課程 総論』, 肥田野直・稲垣忠彦編, 東京大学出版会, 1971b, pp.367-413 (戦後日本の教育改革6)
- 稲富栄次郎, “新学習指導要領について 1 道徳教育審議の経過”, 『小学校道徳の新教育課程』, 岡津守彦編, 国土社, 1958, pp.6-23
- 岩浅農也, “第1章 社会科教育 第3節 社会科の変貌”, 『教育課程 各論』, 岡津守彦編, 東京大学出版会, 1969a, pp.58-95 (戦後日本の教育改革7)
- 岩浅農也, “第1章 社会科教育 第5節 社会科における内容の分立 6 残された問題”, 『教育課程 各論』, 岡津守彦編, 東京大学出版会, 1969b, pp.224-229 (戦後日本の教育改革7)
- 岩本俊一, “学習指導要領の史的変遷と学校教育の構造転換をめぐる問題”, 『國學院大學教育学研究室紀要』, 47, 2012, pp.11-25
- 上田薫, 『道徳教育の理論』, 明治図書出版, 1960
- 上田薫, “第7章 戦後道徳教育における改革と反改革”, 『世界教育史大系39 道徳教育史II』, 世界教育史研究会編, 講談社, 1977, pp.281-331
- 梅根悟, “序説 社会科十年のあゆみ”, 『社会科教育のあゆみ』, 梅根悟・岡津守彦編, 小学館, 1959, pp.2-11
- 大槻健・汲田克夫・山住正己, “学習指導要領改訂の歴史的変遷”, 『教育』, No.94, 1958, pp.111-122
- 大槻健, “第1部 総説 1. 学習指導要領改定のねらうもの”, 『新教育課程の批判』, 日本教職員組合編, 日本教職員組合, 1959, pp.10-22
- 大槻健, “第3章 3民間教育運動と社会科改訂”, 『三一書房版 社会科教育大系 第1巻 社会科教育への展望』, 三一書房版社会科教育大系編集委員会編, 三一書房, 1961, pp.234-261
- 大槻健, 『教育課程: その現実と展望』, 国土社, 1966
- 大森正, “第3章 学習指導要領の変遷”, 『新しい社会・歴史・公民の教育』, 大森正・石渡延男編, 梓出版社, 2001, pp.28-53
- 大脇康弘, “第2章 中央における教育審議会 第3節 教育審議会の独自性と問題性 1. 教育政策形成に

- おける立法—行政関係 (1) 教育政策形成における文部省・審議会と自民党の関係構造”, 『教育審議会の総合的研究』, 清水俊彦編, 多賀出版, 1989, pp.157-172
- 奥田真丈, “学習指導要領の改訂について 1 改訂の経過”, 『新教育課程総論』, 細谷俊夫・岡津守彦編, 国土社, 1958, pp.7-46
- 押谷由夫, 『「道徳の時間」成立過程に関する研究: 道徳教育の新たな展開』, 東洋館出版社, 2001
- 海後宗臣, “改訂の意義と問題 1 総説”, 『小学校特別教育活動の新教育課程』, 宮坂哲文編, 国土社, 1958, pp.74-90
- 勝田守一, “第2部 教科編 道徳”, 『新教育課程の批判』, 日本教職員組合編, 日本教職員組合, 1959, pp.112-123
- 北俊夫, “学習指導要領変遷の60年を総括する”, 『社会科教育』, 42, (9), 2005, pp.40-43
- 鬼頭明成, “学習指導要領にみる特別活動の位置づけと学校教育の課題”, 『立正大学心理学研究所紀要』, (5), 2007, pp.33-49
- 木村元, 『学校の戦後史』, 岩波書店, 2015
- 金馬国晴, “第6章 現代日本における教育課程の変遷”, 『教育課程 第二版』, 山崎準二編, 学文社, 2018, pp.85-100
- 熊谷一乗, “第4章 教育政策決定の力学”, 『現代社会の教育政策』, 田村栄一郎・潮木守一編, 東京大学出版会, 1976, pp.91-120
- 熊谷一乗, “「55年体制」と教育政策の展開”, 『日本教育政策学会年報』, 1, 1994, pp.38-53
- 黒瀬任通, “社会科創設期における小学校社会科学習指導要領の変遷”, 『十文字学園女子大学人間生活学部紀要』, 4, 2006, pp.1-22
- 小杉巖, “新学習指導要領について 1 経過”, 『中学校道徳の新教育課程』, 岡津守彦編, 国土社, 1958, pp.6-19
- 小林信郎, “学習指導要領の改定について 1 改訂の経過と基本的考え方”, 『小学校社会科の新教育課程』, 岡津守彦編, 国土社, 1958, pp.60-69
- 小森健吉・西川武夫・南沢貞美, “第2章 戦後の道徳教育”, 『道徳教育の諸問題』, 竹内義彰・南沢貞美編, 福村出版, 1967, pp.24-46
- 齋藤諦淳, “戦後わが国の教育政策”, 『日本教育政策学会年報』, 2, 1995, pp.8-22
- 佐々木昭, 『特別活動の研究と実践』, 教育開発研究所, 1993
- 佐藤英一郎, “第5章 反動教育政策の強化とその受け止め方 第3節 学習指導要領の改訂と自主的編成”, 『現代日本の教育思想 戦後編』, 柳久雄・川合章編, 黎明書房, 1963, pp.319-335
- 生野金三, “道徳教育の研究 道徳性をめぐって”, 『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』, 9, 2009, pp.81-90
- 高橋潤子, “道徳の「時間」特設に関する研究: 経済界等の教育要求を中心に”, 『道徳教育方法研究』, (21), 2015, pp.21-30
- 佟占新, “「道徳」の特設をめぐる議論: その特徴と社会的背景”, 『人間・環境学』, 24, 2015, pp.13-28
- 佟占新, “「道徳」の特設経緯: 1957年度の教育課程審議会の議事録を中心に”, 『人間・環境学』, 25, 2016, pp.15-29
- 鳥巢通明, “学習指導要領の改訂について 1 改訂の経過”, 『中学校社会科の新教育課程』, 細谷俊夫編, 国土社, 1958, pp.6-20
- 長尾彰夫, “「試案」から「告示」へ—学習指導要領の変化の意味するもの”, 『現代教育科学』, 39, (8), 1996, pp.41-46
- 浪本勝年, “報告 教育課程をめぐる問題と課題”, 『日本教育法学会年報』, 20, 1991, pp.100-114
- 浪本勝年, 『戦後教育改革の精神と現実』, 北樹出版, 1993
- 野崎剛毅, “学習指導要領の歴史と教育意識”, 『國學院短期大学紀要』, 23, 2006, pp.151-171

- 春田正治, “Ⅱ特設道徳の分析と批判 1 一般的問題状況”, 『今日の道徳教育』, 春田正治・宮坂哲文編, 誠信書房, 1964, pp.108-132
- 林部一二, “改訂の経過と趣旨”, 『小学校特別教育活動の新教育課程』, 宮坂哲文編, 国土社, 1958, pp.39-72
- 平原春好, “教育課程行政の歴史的展開”, 『法律時報』, 44, (8), 1972, pp.75-79
- 平原春好, “第3章 教育政策の反動化と「新教育」批判 1 サンフランシスコ体制の成立と教育の再編”, 『戦後日本教育史』, 大田堯編, 岩波書店, 1978, pp.191-226
- 平原春好, “学習指導要領の変遷と教育現場”, 『教育と医学』, 43, (8), 1995, pp.708-713
- 船山謙次, 『統戦後日本教育論争史』, 東洋館出版社, 1960
- 船山謙次, 『社会科論史』, 東洋館出版社, 1963
- 船山謙次, 『戦後道徳教育論史 上』, 青木書店, 1981
- 古川原・森田俊男・深山正光・伊々崎暁生・海老原治善, “教育課程改訂とその社会的背景”, 『教育』, No.94, 1958, pp.99-110
- 堀尾輝久, “第4章 経済成長と教育”, 『戦後日本教育史』, 大田堯編, 岩波書店, 1978, pp.269-339
- 間瀬正次, “学習指導要領にみる「道徳」の歴史—対立・論争を中心に—”, 『児童心理』, 43, (13), 1989, pp.185-190
- 水内宏, 『戦後教育改革と教育内容』, 新日本図書, 1985
- 宮坂哲文, “第2部 教科編 特別教育活動・学校行事等”, 『新教育課程の批判』, 日本教職員組合編, 日本教職員組合, 1959, pp.123-130
- 村田恭雄, “第3章 道徳教育の背景・内容, およびそのねらい”, 『道徳教育批判』, 行田良雄編, 三一書房, 1965, pp.57-108
- 森信三, 『道徳教育論』, 実践社, 1958
- 森部英生, “第Ⅱ章 特別活動の変遷”, 『特別活動の研究』, 大石勝男・森部英生編, 亜紀書房, 1991, pp.23-38
- 山口拓史, “カリキュラム政策における「国家の責任」の変遷”, 『日本教育行政学会年報』, 26, 2000, pp.182-185
- 山崎政人, 『自民党と教育政策』, 岩波書店, 1986
- 山田恵吾, “国立教育政策研究所所蔵「大島文義旧蔵資料」所収「道徳の時間」特設(1958年)関係資料について”, 『戦後日本の道徳教育関係資料に関する基礎的調査研究』, 研究代表者 貝塚茂樹, 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部, 2003, pp.17-30
- 山田哲史, “道徳教育のための時間を特設する方針をめぐる論議”, 『道徳と教育』, 46, (1・2), 2001, pp.146-155
- 山田哲史, “「教科」とはされなかった「道徳」の時間”, 『道徳と教育』, 46, (3・4), 2002, pp.309-317
- 山根栄次, “第Ⅰ編 社会科教育の本質と史的展開 第2章 社会科教育の史的展開”, 『新版 21世紀社会科への招待』, 隼住忠久・山根栄次・深草正博・宮原悟・土屋武志編, 学術図書出版社, 2010, pp.8-16
- 吉村達二, “道徳教育問題の経過と背景”, 『人間づくりと道徳教育』, 国民教育編集委員会編, 誠信書房, 1958, pp.247-272
- レオナード・J・ショッパ (小川正人監訳), 『日本の教育政策過程 1970～80年代教育改革の政治システム』, 三省堂, 2005
- Y・パーク, “教育行政における自民党と文部省”, 『日本教育の力学』, 新堀通也・青井和夫編, 有信堂高文社, 1983, pp.49-78